

(生命保険の活用) 契約形態で税金の取られ方が違う！

生命保険は、顧客と保険会社との契約により成立しますが、保険の活用を考えるうえで、契約形態と課税の関係はとても重要です。基本的な知識を解説しましょう。

死亡保険金を巡る関係者は、保険料を負担する人（＝契約者）、自分に保険がかかっている人（被保険者）、および死亡保険金を受け取る人（＝死亡保険金受取人）の3者です。被保険者は死亡保険金を受け取れませんので、生命保険には必ず複数人が関係します。契約者、被保険者、死亡保険金受取人が誰かにより3パターンの契約形態があり、相続税、所得税・住民税、贈与税といった税金が対応します。

以下では3パターンを見ていきます。その際、説明上、被保険者A（夫）、死亡保険金受取人B（子）とします。

①相続税のパターン

『契約者A（夫）－被保険者A（夫）－死亡保険金受取人B（子）』のパターンが該当します。

保険料を負担した契約者Aが、被保険者として死亡すると死亡保険金は相続税の対象となります。死亡保険金は「みなし相続財産」として遺産総額に含められ、非課税の特典があります。残された家族の生活保障という目的を持っていますので、法定相続人が死亡保険金を受け取る場合に限り、「500万円×法定相続人の人数」が非課税金額となります。

②所得税・住民税のパターン

『契約者B（子）－被保険者A（夫）－死亡保険金受取人B（子）』のパターンが該当します。

自分で保険料を払い、自分で受け取るので、所得税・住民税の課税となります。「一時所得」となり、死亡保険金から必要経費として既払込保険料相当額を差し引き、さらに50万円の特別控除も差し引けます。そのうえ総合課税に際しては、一時所得に2分の1を掛け合わせた金額、つまり、半額だけ他の所得と合算する扱いとなります。

③贈与税のパターン

『契約者C（妻）－被保険者A（夫）－死亡保険金受取人B（子）』のパターンが該当します。

この場合、被保険者Aの死亡時に、CもBも健在であることから、生前贈与となり、贈与税の対象となります。贈与税は、死亡保険金から基礎控除（110万円）を差し引いて計算され、相続税のような「500万円×法定相続人の人数」といった非課税金額ではありません。相続税に比べて税率も高くなります。

3パターンの契約形態は、それぞれ意図があり選択されますが、契約に関わる3者の組合せにより税金負担が大きく異なります。注意しましょう。